

大阪市における博物館施設への指定管理者制度導入について

高井 健司

1. 導入の実際

1) 概要

大阪市では平成 18 年 4 月 1 日から、下表の施設について、指定管理者制度を導入した。管理代行者は、教育委員会が指名する団体からの申請を受付ける「指名型」により選定し、期間はいずれの施設についても 2 年である。

	平成 17 年度	平成 18 年度
大阪歴史博物館	管理運営委託	指定管理者制度
東洋陶磁美術館	業務委託	指定管理者制度
市立自然史博物館	直営	指定管理者制度
市立科学館	管理運営委託	指定管理者制度

2) 留意点

制度の導入に当たっては特に、従前からの継続性の維持、基本方針（使命？）の提示、経営視点の導入が必要と考え、それぞれ申請要項で次のように指示した。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

（前省略）。なお、業務の実施にあたっては、既往の事業との継続性やこれまで蓄積してきた寄贈者・寄託者や博物館関係者等との信頼関係を損なわないように留意するとともに、次の指針に沿って事業を実施して下さい。

5. 提案を求める内容

(1) 基本方針

歴史博物館の管理運営を行うにあたっての基本方針で、どのような施設を目指すのかを、設置目的やこれまでの実績を踏まえて、平易かつ簡潔に記して下さい。

(2) 事業計画書

ア 事業等の実施計画

博物館経営に関する業務

2. 他都市での状況

1) 選定方法

競争原理が働き経費縮減や効率化が期待できる「公募型」（民間企業、外郭団体等）には、長崎歴史文化博物館（株式会社乃村工藝社）や大阪府立弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館（財団法人大阪府文化財センター）での採用例がある。事業や活動の継続性や信頼性が担

保できる「指名型」には、大阪市や東京都の採用例がある。

2) 導入形態

施設の一体性を保持できる「一体方式」には、公募型・指名型を問わず多くの施設で採用事例がある。直営部分を残すこともできる「分離方式」には、島根県立美術館（職員は直営、施設管理は民間会社）のほか、職員は直営、施設管理は外郭団体という例もある。

3) 運営経費

全額自治体が負担（予算措置）する方式（大阪市など）とともに、自治体負担と利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項）を併用する例（横浜市や大阪府など）がある。

3. 課題

1) 現状での課題

当該施設で制度の目的である「サービスの向上」と「経費縮減」は両立するのか。

事業の継続性（作品・資料の継続的な維持管理など）は確保できるか。

地方公共団体が運営主体でなくなることの問題点（職員派遣）。

関連する制度の整備が追いついていない（科研費、奨学金など）。

2) 今後の課題

定期的にかかる管理代行者の選定や倒産などが想定される中での事業の継続性の確保。

観覧者数や入館料等収入が予定を下回った場合の評価や対処方法をどうするのか（

「その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止」法第 244 条の 2 第 11 項との関係）。

公募型と指定型、一体方式と分離方式、利用料金制度の評価。

使用許可の範囲をどこまでとするか。

地方独立行政法人制度との関係。